

## ○高知県登録の建築士事務所に対する処分について

建築士法(昭和 25 年法律第 202 号)第 26 条第 2 項の規定に基づき、建築士事務所の開設者に対し、次のとおり処分した。

### 1 監督処分をした年月日

平成 26 年 12 月 24 日

### 2 監督処分を受けた建築士事務所の名称及び所在地、建築士事務所の開設者の氏名、建築士事務所の一級建築士事務所、二級建築士事務所又は木造建築士事務所の別並びに建築士事務所の登録番号

福正建築  
安芸市矢ノ丸3-7-20  
福正 浩  
二級建築士事務所  
第 1783 号

### 3 監督処分の内容

戒告

### 4 監督処分の原因となった事実

管理建築士が法第 10 条第 1 項の規定による処分を受けた